

# 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の概要

## 1 改正の理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うため、関係する条例を改正するものである。

## 2 改正の概要

### (1) 第1条関係（白岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

身体的拘束等の適正化を推進する観点から、適正化のための措置や利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けるなど、所要の改正を行うものである。

### (2) 第2条関係（白岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則としてウェブサイトに掲載することも義務付けるなど、所要の改正を行うものである。

### (3) 第3条関係（白岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、一定の要件を設けた上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とするなど、所要の改正を行うものである。

### (4) 第4条関係（白岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、指定居宅介護支援事業所ごとに必要となる介護支援専門員の人員基準について見直すなど、所要の改正を行うものである。

### 3 施行期日及び経過措置

#### (1) 施行期日

令和6年4月1日

#### (2) 経過措置

重要事項の掲示、身体的拘束等の適正化について、1年の経過措置期間を設ける。

また、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置、協力医療機関との連携について、3年の経過措置期間を設ける。